

第5回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和 5 年 1 0 月 2 7 日 (金) 午後 4 時 0 0 分
於：島原市役所有明庁舎 3 階大会議室

1. 開会日時 令和 5 年 1 0 月 2 7 日 (金) 午後 4 時 0 0 分
2. 閉会時間 令和 5 年 1 0 月 2 7 日 (金) 午後 4 時 2 6 分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 1 9 名
 - 1 番 北浦 守金 2 番 田上 豊 3 番 森 浩則
 - 4 番 稲田 勝 5 番 水本 正一郎 6 番 林田 靖仁
 - 7 番 田浦 秀子 8 番 尾崎 栄 9 番 松崎 慎太郎
 - 1 0 番 入江 敏昭 1 1 番 森本 勝也 1 2 番 米田 公明
 - 1 3 番 北尾 健一郎 1 4 番 祐田 久男 1 5 番 林田 了星
 - 1 6 番 太田 武春 1 7 番 金子 利範 1 8 番 廣瀬 光徳
 - 1 9 番 村里 枝美子
5. 欠席委員者の数 0 名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 2 名
 - 中央 稲田 俊夫 東空閑 柴田 利明
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定 (合意解約) による通知書について
 - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第 3 号 農地台帳登載申請について
8. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 非農地証明願について
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
 - 第 5 号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画 (案) について

午後 4時00分開会

議長

ただ今より、第5回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、…番 ……委員、…番 ……委員を指名します。

議長

はじめに、事務局から報告があります。

事務局

報告第1号 農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページから3ページに記載のとおりで、8件 22筆 14,481平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号 使用貸借解約通知書について報告します。

議案集4ページに記載のとおりで、3件 4筆 4,691平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請について報告します。

議案集5ページに記載のとおりで、1件 5筆 2,689平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、1番に記載のとおりで、畑 1筆 447平方

メートルを売買するための申請です。

2番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、2番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 191平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、1番と2番を合わせて、21, 211.38平方メートルで、農機具は、トラクター 3台、コンバイン 1台、トラック 4台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番及び2番について報告します。

1番の譲受人は33年の農作業歴があります。

申請地も含め、飼料作物を作付けし、通作距離は自宅から徒歩2分ということで、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の2番について、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の2番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番及び4番は関連がありますので、一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番及び4番について説明します。

3番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、3番に記載のとおりで、畑 1筆 542平方メートルを売買するための申請です。

4番の譲受人及び譲渡人は、議案集6ページ、4番に記載のとおりで、畑 2筆 312平方メートルを寄付するための申請です。

取得後の耕作面積は、759平方メートルで、農機具は、耕耘機 1台を保有、管理機 1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、事務局より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番及び4番について報告します。

譲受人は教育基本法及び学校教育法に基づいた法人で、園児に農業の体験を通じ、健康な心と体を育てることを目的として農地を取得するものです。

本案件は農地法第3条の不許可の例外である農地法施行令第2条第1項第1号ハに規定する「教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められること」に該当し、問題なしとみております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の3番及び4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の3番について、許可することにご異議ありません

か。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の3番は許可することに決定いたします。

次に、第1号議案の4番について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の4番は許可することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、1番に記載のとおりで、申請地277平方メートルを譲り受け、木造二階建店舗兼住宅を建設したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

現状のまま利用し、雨水は溜樹の設置及び自然流下、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集7ページ、2番に記載のとおりで、申請地2,801平方メートルを譲り受け、宅地分譲用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は宅地及び道路、東側は農地、南側は宅地及び農地、西側は雑種地となっております。

盛土造成し、雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集8ページ、3番に記載のとおりで、申請地396.93平方メートルを譲り受け、木造二階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側は宅地、南側は農地、西側は宅地となっております。

盛土及び切土により造成し、雨水は水路へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第2号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、1番に記載のとおりで、昭和25年月日不詳頃から、雑種地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は道路、東側及び南側は水路を挟んで宅地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、雑種地になっており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、2番に記載のとおりで、昭和63年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、隣接地は全て宅地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの2番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの3番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

申出人は、議案集9ページ、3番に記載のとおりで、平成5年月日不詳頃から、宅地として利用しています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員

(……委員)

第3号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側及び西側は農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案 非農地証明願いの3番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集 10 ページから 12 ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 12 件 28 筆 36,961 平方メートルです。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 13 ページに記載のとおりで、2 件 8 筆 12,378 平方メートルです。

合計で 14 件 36 筆 49,339 平方メートルです。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 4 号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。

次に、第 5 号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 5 号議案、農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)について説明します。

議案集の 14 ページから 15 ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、30 筆、37,341 平方メートルの農地について、島原市から農用地利用集積等促進計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項に基づき農用地利用集積等促進計画を定めることを農地中間管理機構へ要請するものです。

別添② 添付資料の 1 ページから 2 ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)の受け手の詳細について、記載をしております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており 12 名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただ今の説明に対して、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用集積等促進計画(案)は、問題なしということで、農地中間管理機構へ要請することに決定いたします。

議長

以上で、第5回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。
これで、第5回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

終了時間 午後 4時26分